

# 愛知県アンテナショップ商品取扱要領

## 1. 設置目的

本ショップは、“県産品の情報発信拠点”として、消費者や量販店のバイヤーを対象に、県内各地域の特色ある商品を販売・展示することで、中小企業の皆様が生産する県産品の認知度向上と販路拡大を目的に設置・運営するものです。

＜具体の役割＞

### (1) 情報発信

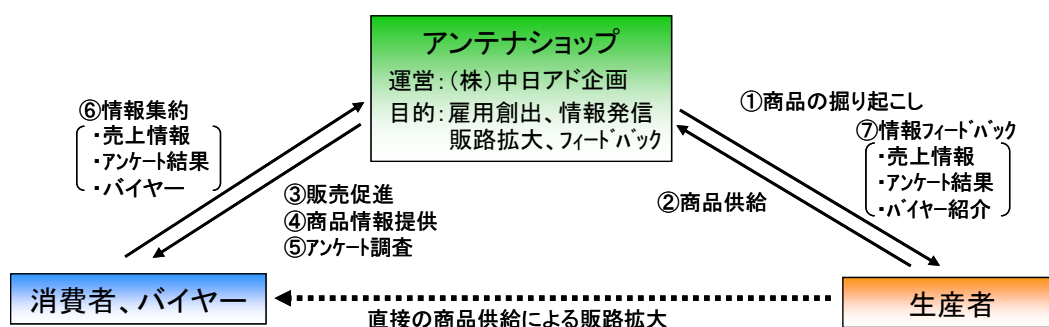
各地域に埋もれている県産品の掘り起こしを行い、アンテナショップでの販売を通じて情報発信を図ります。

### (2) 販路開拓・拡大

アンテナショップでの販売をきっかけに、バイヤーと生産者である中小企業の皆様をつなぐことで、販路開拓・拡大を図ります。

### (3) 情報のフィードバック

消費者やバイヤーの生の声やアンケート結果を中小企業の皆様にフィードバックし、商品の改良・開発を支援していきます。



## 2. 出展基準等

### (1) 出展事業者

県内に本社又は主たる事業所を有し、県産品の販路拡大を希望する中小企業であることとします

中小企業の定義については、次のとおりです。

業種：従業員規模・資本金規模

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※上記中小企業には、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、水産加工業協同組合、農業協同組合、農業組合法人、漁業協同組合、森林組合及び各組合連合会等を含みます。

### (2) 取扱対象商品

生鮮食品、加工食品、工芸品、土産品とします。

### (3) 出展基準

- ア 県内の中小企業が生産、開発、加工した商品であること。
- イ 本県の特徴を生かした商品であること。
- ウ 食品衛生法、JAS法、景品表示法等の各種法令に違反しない商品であること。
- エ 特許、実用新案等で係争中でない商品、あるいは係争の恐れがない商品であること。
- オ 公序良俗に反しない商品であること。

## 3 出展の申請及び選定方法

### (1) 出展の申請

ア 出展を希望する中小企業は、別紙「愛知県アンテナショップ商品出展申込書」に必要事項を記載し、受託事業者（(株)中日アド企画）もしくは店舗に郵送、ファックス、メールにて申請してください。

イ 申請の受付は随時行っています。

<申請先（問い合わせ先）>

ア 受託事業者（※9月26日オープンまでの期間はこちらにお申込みください。）

住 所：〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目5番2号 中日新聞社北館5階

株式会社中日アド企画

電 話：052-239-1226

ファックス：052-239-1227

メール：a-a-s@chunichi-adnet.co.jp

イ 店舗（※オープン以降はこちらにお申込みください。）

住 所：〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル地下1階

愛知県アンテナショップ（仮称）

電 話：052-263-1121

ファックス：052-263-1120

メール：決まり次第お知らせします。

### (2) 選定方法

上記2出展基準等に基づいて、別に設置する運営委員会において審査し、出展の可否を決定の上、各出展希望者にご連絡します。

なお、商品陳列スペースに限りがありますので、出展の時期等について、ご希望に添えない場合があります。

## 4 商品の取扱い及び手数料等

### (1) 商品の取扱い

ア 生鮮食品コーナー

- ・旬な野菜、果物などの農産物を販売します（最大16品目）。
- ・1品目の販売スペースは間口45cm×奥行45cmを基本とします。

イ 加工食品コーナー

- ・農産物、水産物、畜産物の加工食品（冷蔵品を含む）を販売します（最大250品目）
- ・出展期間は原則3ヶ月とします。
- ・1品目の出展スペースは間口30cm×奥行40cm×高さ30cmを基本とします。
- ・冷凍品は設備上の問題があり販売できません。

ウ 工芸品コーナー

- ・伝統的工芸品などの工芸品を展示・販売します（1テーマあたり最大20品目）。
- ・出展期間は原則1ヶ月とします。
- ・1テーマの出展スペースは間口218cm×奥行50cm（棚あり）で、このスペースが2箇所あります。

エ 土産品コーナー

- ・本県の特徴を生かした土産品を販売します（最大9品目）。
- ・出展期間は原則3ヶ月とします。
- ・1品目の出展スペースは間口30cm×40cm×30cmを基本とします。

(2) 商品出展点数

1事業者あたり5品目までとします。なお、商品名が同一でも価格が異なる場合は、別品目とします。

(3) 取引条件

加工食品、工芸品は、消化仕入れによる委託販売とし、販売手数料は売上金額（税抜）に次の料率を掛けた金額とします。

生鮮食品は原則、買取販売とし、仕入れ価格等については、個別に交渉させていただきます。

<販売手数料率>

ア	加工食品、土産品……	20%
イ	工芸品……	25%

(4) 商品の搬送費

商品の納品、返品は原則、配送業者を利用することとし、納品に係る費用は出展者が、返品に係る費用は店舗が負担するものとします。

但し、生鮮食品の配送方法や搬送費については、個別に交渉させていただきます。

(5) 試食、試飲用商品の提供

店頭での試食、試飲を実施し、消費者の声を集めるため、試食、試飲用商品の提供をお願いします。

(6) 代金の精算

ア 加工食品、工芸品に係る出展期間中の商品代金は、売上金額（税抜）から上記（3）の販売手数料を差し引いた金額を、生鮮食品の代金は買取金額を出展事業者の指定する金融機関の口座に振り込むこととします。その際の振込手数料は出展事業者の負担とします。

イ 代金の支払いは、原則、当月末締め切りの翌月25日払いとします（金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。）。

(7) 商品の返品

ア 出展期間が終了もしくは消費(賞味)期限が近づいた加工食品、土産品については、原則として、出展事業者へ返品するものとします。なお、値下げ販売や廃棄処分あるいは試食品への転換を希望される場合は、事前に個別交渉させていただきます。

(8) その他

ア 事業者は製造物責任保険(PL)に加入するものとします。  
イ 商品の陳列場所については、本ショップに一任いただきます。

5. 情報のフィードバック

売上状況は、1週間を基本として、出展事業者へ報告します。また、消費者等より得られた商品に対する意見、要望は随意、報告します。

6. その他

本要領に定めのない事項については、本ショップと出展事業者で協議の上、別に決定するものとします。